

特記仕様書

第1章 総則

本工事の施工にあたっては、国土交通省港湾局制定の「船舶建造修理請負工事 共通仕様書（令和4年12月）」のほか、本特記仕様書の内容に基づき施工する。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、秋田県漁業調査指導船「千秋丸」（99トン）の無線機器定期検査及び保守工事である。

長さ*幅*深さ	33.84m*6.20m*2.85m
総トン数	99トン
主機関	新潟原動機 6MG22HX-7(1400PS) 1台 可変ピッチプロペラ付き

2 係留場所

秋田県男鹿市船川港

3 工事概要

(1) 船体部 一式

①一般保守

(2) 機関部 一式

①主機関 ②軸系 ③主発電機 ④補助機器・甲板機器

⑤諸タンク・各弁・配管等 ⑥電気関係 ⑦その他

(3) 航海及び無線機器 一式

①航海設備 ②無線機器 ③無線機器定期検査

第3章 一般事項

1 工事打合せ等

監督員又は請負者が必要と認める日に打合せを行う。この際協議した事項は、本特記仕様書と同等の効力を有するものとする。

2 施工計画

請負者は、工事着手前に提出される工程表に基づき、監督員と施工内容等について入念に打合せを行ってから着手するものとする。

3 工事写真

(1) 分類

工事写真については、下記のとおり分類すること。

- ・着手前及び完成写真
- ・施工状況写真
- ・安全管理写真
- ・使用材料写真
- ・品質管理写真
- ・出来形管理写真
- ・その他

(2) 撮影方法

下記の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写すこと。

- ・月日
- ・工事名
- ・工種など
- ・設計寸法
- ・実測寸法
- ・略図

4 段階確認

(1) 段階確認は、必要に応じて実施するが、確認工種について事前に監督員と協議すること。

(2) 請負者は、監督員が段階確認を行おうとした場合は、施工管理記録、写真などの資料を整理し、提出するものとする。

5 関係機関との協議関係

本工事に伴って関係機関との協議・調整が生じた場合は、全て請負者が行うものとする。

6 工食用材料

日本工業規格製品以外の材料については、使用事項に基づき構造計算書、詳細図及び製品の試験成績書を提出し、監督員の確認を得なければならない。

7 工事内容

工事内容は、設計書のとおりとする。

内容に疑義が生じた場合は監督員の指示を得て施工すること。

8 設計変更

- (1) 設計変更に伴う変更契約は、その内容（工事内容、工期、金額）を契約担当者が請負者に提示し、協議のうえ締結する。ただし、軽微なものについては、金額変更は行わない。
- (2) 設計変更の対象となるものは、設計書に示した工事内容のほか請負者の要請により監督職員が確認した事項とする。

9 仮設工

仮設は、全て任意仮設とする。

作業実施にあたって機器・計器類に損傷が生じないように十分配慮し、必要があればビニールなどで覆い作業すること。

すべての工事完了後、千秋丸の船内を清掃し、監督員の確認を得ること。

第4章 定めなき事項

本特記仕様書に定めのない事項又は本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。